

平成 18 年度植物防疫事業・農薬安全対策の 進め方について

農林水産省消費・安全局 植物防疫課
農産安全管理課農薬対策室

はじめに

食生活の多様化・高度化の進展に伴い、我が国では様々な農産物が流通しており、病虫害の侵入・まん延を防止する植物防疫の果たす役割は大きくなっている。このような情勢を踏まえて、水際での病虫害の侵入防止を図るとともに、新たな被害の発生が報告されている病虫害への対応も含めて、各都道府県および国が連携して病虫害のまん延防止を図る必要がある。また、食の安全・安心や環境問題に対する国民の関心が高まる中で、人の健康と環境への負荷の低減にも配慮した病虫害防除技術の確立などを総合的に推進することが必要となっている。

さらに、農薬の安全対策については、平成 15 年の改正農薬取締法の施行、同 6 月の食品安全基本法の成立・施行および改正食品衛生法の施行、平成 18 年 5 月に施行される残留農薬基準のポジティブリスト制の導入等を踏まえ、農薬の適切なリスク管理の徹底を図ることが必要になっている。

I 平成 18 年度予算編成について

植物防疫対策に関する平成 18 年度予算概算決定は、食の安全と消費者の信頼の確保を図り輸入農産物の多様化などに対応するため、環境に配慮した防除技術の確立、水際における検疫体制の強化等を行うこととしている。中でも

- ① 我が国の農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換するため、環境負荷を低減しつつ病虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進
- ② 「植物検疫に関する研究会」が平成 16 年 5 月にとりまとめた「今後の我が国植物検疫の在り方に関する提言」において重点化をすることとされた、栽培用種苗の検査手法の強化に資する施設の整備
- ③ 「攻めの農政」の柱の一つである、国産農産物の輸出促進を図るため、我が国の植物検疫専門家の輸出相手国への派遣などによる検疫条件の協議の

Government Projects on Plant Protection in 2006.

（キーワード：平成 18 年度、植物防疫事業、農薬安全対策事業）

加速・強化

など、植物防疫をめぐる昨今の課題に対応することとしている。

なお、昨年度、地域の創意工夫の下にその特色を活かした農林水産施策の展開が図られるよう、既存の農林水産関係補助金を統合・大括り化し、地域の自主性・裁量性を拡大した「食の安全・安心確保交付金」が創設されたところであるが、病虫害の防除の推進、重要病虫害の特別防除等については、引き続き本交付金により実施することとしている。また、植物防疫事業交付金により引き続き発生予察事業を実施することとしている。

一方、農薬安全対策の平成 18 年度予算概算決定は、①農薬の登録を受けていない除草剤や都道府県の範囲を超えて展開する大手量販店等の国が直接行うべきとされている取締業務の強化、②埋設農薬最終処理事業補助金について、地方 6 団体の補助負担金改革案に基づき、税源移譲対象補助金とするとともに食の安全・安心確保交付金によって都道府県が実施する処理を支援するための予算が認められた。

II 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の 普及推進について

食の安全や消費者の信頼の確保、環境に配慮した農業の推進が求められる中で、農作物の安定生産を図るためには、これらの要求にも応えつつ病虫害による被害を適切に抑えることが課題となっている。

このため、今後の我が国の病虫害防除は、病虫害の発生予察情報等に基づき、輪作などの耕種的防除、天敵やフェロモンを利用した生物的防除、粘着板などを利用した物理的防除および化学合成農薬による防除を適切に組み合わせ、環境負荷を低減しつつ病虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病虫害・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）に転換していく必要がある。

IPM の普及推進を図るためには、IPM の概念を明確にするとともに、生産者自らが IPM 実践度を簡単に評価できる指標（IPM 実践指標）を地域の実情に応じて各都道府県で策定する必要がある。この作成を支援する

ため、平成 16 年 11 月に「総合的病害虫管理 (IPM) 検討会」を立ち上げ、昨年 9 月には IPM 実践指針および水稻の IPM 実践指標モデルを公表したところである。

平成 18 年度においては、引き続き① IPM 実践指標の策定、② IPM 実践地域の育成などによる IPM の普及推進、③ 農薬散布に伴う環境リスクを低減するための防除技術の確立、④ 基幹的マイナー作物の病害虫防除技術の確立を図るとともに、新たに、化学農薬の圃場での天敵などに与える影響等の IPM の推進に有用な情報の提供や、生物農薬を使用する場合の要防除水準の判断および天敵等への影響を最小限にする農薬の種類や使用方法の選択を行うための支援モデルの開発等を行うこととしている。

また、IPM の実践には、発生予察情報の一層の活用が求められることから、コンピュータシミュレーションを用いた発生予察手法の高度化により、さらなる発生予察の精度向上を図ることとしている。

Ⅲ 臭化メチルの削減対策について

昭和 62 年に採択されたモンリオール議定書に基づき、臭化メチルは代替薬剤・技術が確立されていないものを除き、平成 17 年にその製造および使用を全廃することとされた。我が国ではこれまでの事業の成果などにより、ほとんどの病害虫に対しては代替薬剤・技術による対応が可能となっている。今後は代替薬剤の使用に加え、太陽熱土壌消毒、熱水消毒等の代替技術を組み合わせた防除対策のさらなる普及を推進することが重要である。なお、代替薬剤・技術がないなど臭化メチルの使用が必要不可欠な用途については、モンリオール議定書締約国会合（以下、「締約国会合」）事務局に「不可欠用途使用申請」を行い、締約国会合において決議されたもののみ製造・使用が可能となっている。農林水産省は平成 15 年から各都道府県からの要望を踏まえて、締約国会合事務局へ申請してきたところであるが、その審査は厳しく、不可欠用途臭化メチルの削減についても一層の努力が求められている。

今後、締約国会合決議に従い平成 18 年 2 月に提出した、「不可欠用途臭化メチルの削減戦略」に基づき、農林水産省は、都道府県、関係団体、行政、試験研究機関等と連携して、代替技術の開発・普及等を推進し、不可欠用途臭化メチルの削減を図っていくこととしている。

Ⅳ 農林水産航空事業を巡る状況について

航空防除の実施に当たっては、作物の生育状況および

病害虫の発生状況に適切に対応するとともに、防除の区域や時期を特定する必要がある。そのため、「農林水産航空事業の実施について」（平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知）に基づき都道府県レベルおよび地区レベルにおいて事業計画を作成し、病害虫の発生状況などに応じて適切な時期に的確な空中散布を行うこととしているところである。

特に、無人ヘリコプターによる空中散布などは、地上防除と比べてコストの低減や労働力の軽減など優れた特性を有していることから、普及機体数および防除面積は年々増加しており、無人ヘリコプターによる空中散布などの安全対策が一層重要になっている。

このため、関連通知の改正を行い、

- ① 無人ヘリコプターの適正利用による安全性の確保等を推進するために設置される都道府県レベルの協議会の役割の強化、
- ② 空中散布の実施主体（組織および個人）がとるべき安全対策の強化等を図ることとしている。

V 植物検疫の的確かつ円滑な実施について

我が国の植物輸入量は、食生活の多様化等を反映し増加を続けてきたが、特に近年における輸入量および輸入品目数の伸びは顕著なものとなっている。このため、植物に付着した病害虫が我が国へ侵入するリスクはますます高まっており、病害虫の侵入防止を責務とする植物検疫についても、農業者、流通関係者等からの関心も高く、水際の植物検疫の強化が求められている。このため、検査体制を強化するとともに、病害虫の検出技術の向上、病害虫侵入警戒・初動対応の強化等を推進していくこととしている。

また、現在 36 か国から 110 件以上の輸入解禁要請がなされているが、最近では本年 2 月 1 日に、①ポテトチップ加工用に限定、②ジャガイモシストセンチュウの無発生州（アイダホなど 14 州）で生産されたものに限定、③土の除去、輸出検査、密閉コンテナでの輸送等の検疫措置を条件に、米国産ポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎を輸入解禁したところである。

輸出植物検疫については、近年の国内農産物の輸出国の高まりなどを受け、輸出相手国が輸入を認めていない品目について解禁要請を積極的に行っているところである。特に中国向けについては、中国において平成 15 年 2 月に「輸入植物及び植物生産物のリスク分析管理規定」が施行されたことから、これまで輸入事例がない品目や輸入数量が少なかった品目などは、輸入に先立って中国側がリスク分析を行い、輸入の可否の決定や検疫条

件を設定することとなった。現在、中国向けに輸出希望のある生果実および米について、中国側に必要な資料を提出し、輸出の解禁・検疫条件の検討を求めているところである。また、豪州向け温州みかん、韓国向けなし、りんご等についても、相手国が侵入を警戒している対象害虫の殺虫技術の開発等輸出検疫条件の整備を図っており、輸出が認められるよう引き続き相手国に対して要請しているところである。

米国産りんごの火傷病にかかわる植物検疫措置については、平成 17 年 6 月に WTO 再パネル報告が公表され、7 月に WTO 紛争解決機関から日本の措置を SPS 協定（衛生植物検疫措置に関する協定）に整合させるよう勧告がなされ、8 月に「輸出検査時における果実の成熟検査」を主な条件とする検疫措置に改正した。

国際植物防疫条約は、平成 9 年に SPS 協定との整合性を図るための改正案が採択されたところであるが、平成 17 年 10 月 2 日に締約国の 3 分の 2 が受諾したことにより本改正条約が発効した。本改正条約では、各締約国が植物検疫措置を適用する場合、技術的に正当化されたものでなければならないことが新たに明記されたほか、検疫有害動植物の定義などが見直されている。また、植物検疫措置の国際的な調和のため、植物検疫措置に関する国際基準の策定が進められており、これまでに検疫有害動植物の危険度解析や国際貿易における木材こん包材の規制のための指針など、24 の国際基準が策定された。我が国としても、国際基準の策定に当たって我が国の考え方を主張していくとともに、今後はこれらの国際基準との整合性を考慮して植物検疫制度の整備・運用を行う必要がある。

「今後の我が国植物検疫のあり方に関する提言」（平成 16 年 5 月、植物検疫に関する研究会報告書）において、「有害動植物の種類や植物の用途別に、それぞれのリスクに応じた措置となるように検証し、対応していくことが適当である」と指摘を受けたところである。このため、平成 17 年 4 月には、輸入検査で発見しても検疫有害動植物として扱わない「非検疫有害動植物」を追加するなど対応してきたところである。また、同提言において、新たな病害虫の発生が見られる場合に、国、都道府県が講じるべき措置を取りまとめた行動計画の必要性が指摘されたことから、本年 1 月には、万が一火傷病が侵入した場合に駆除のための措置が適切に講じられるよう関係機関がとるべき手続を明らかにした「火傷病防疫指針」を策定・公表したところである。今後も火傷病の診断や火傷病菌の検出同定をより迅速かつ的確に行うための技術開発を行うなど、火傷病の侵入・まん延防止に万全を

期していくこととしている。

このように、植物検疫に関する課題への対応に当たっては、今後とも透明性を確保しつつ、科学的根拠のあるリスクに応じた検疫措置をもって、病害虫の海外からの侵入の脅威から我が国の農業を守るとの基本原則の下で全力を尽くしていくことが重要であると考えている。

VI 農業安全対策の一層の推進

1 ポジティブリスト制導入に対する対応

平成 18 年 5 月にポジティブリスト制度が導入されることに伴い、登録農薬を農薬使用基準を遵守して使用することの徹底、農薬使用状況の記帳の推進、農薬の飛散による周辺農作物への影響防止対策の徹底、食品安全 GAP の推進等を図ることが必要とされている。

都道府県における、こうした取組の推進について「食の安全・安心確保交付金」により支援していくこととしている。

また、農薬の飛散低減対策の強化を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体により、平成 17 年 10 月および 12 月に「農薬の飛散防止対策協議会」（以下、協議会）を開催し、国からの対策方針を提示し、今後の取り組みについての申し合わせを行ったところである。これを踏まえ農林水産省は、都道府県に対して個々の農家に対する啓発・指導、地域ぐるみでの連絡体制整備を推進するとともに、都道府県、関係団体等の連絡を密にして農業生産現場での指導などの取り組みを強化するよう通知したところである。

今後は、さらに制度の趣旨について徹底するため、「農薬適正指導強化協議会」を設置し、生産者団体および関係団体と連携して支援体制を整備するとともに、関係局、都道府県、生産者団体等と連携し、一体的に啓発・巡回指導を進め、ポジティブリスト制度の導入によって生産現場で混乱が生じることのないよう指導に努めていくこととしている。

2 改正農薬取締法に対応した適切な農薬のリスク管理の推進

マイナー作物に対する農薬の適用拡大については、適用作物のグループ化を進めるとともに、一定期間の経過措置を設け、この間に適用拡大を行う措置を実施してきたところである。こうした取り組みを推進するに当たっては、「食の安全・安心確保交付金」を活用して必要な助成を行うとともに、経過措置の間に適用拡大が円滑に進むよう都道府県、地域ブロック、中央の各段階において「マイナー作物等農薬登録推進協議会」を設置し、各県が相互に連携して、適用拡大に必要なデータの作成を

効果的に行うための調整を行ってきたところである。

調整の結果、経過措置を承認している農薬の約9割以上が、経過措置を7月末日までとすることにより、使用することができるようになる見込みとなり、残りについても他の防除方法で対応が可能となった。

経過措置終了後は、経過措置承認期限終了について周知徹底を図るとともに、期限までに登録に至らなかった農作物について、代替農薬の適正な使用、代替防除法(物理的防除法等)を周知し、適切な防除が行われるよう指導を徹底することとしている。

また、「食の安全・安心確保交付金」および「マイナー作物等農薬登録推進協議会」を活用し、マイナー作物に対する農薬の適用拡大を支援することとしている。

また、特定防除資材(特定農薬)の指定に当たっては、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」に基づき各種資料・データを作成したうえで、薬効や安全性などに関する科学的な評価を行い、その結果を踏まえて指定の可否を判断することとしている。当該資料・データは、原則として当該資材を農業用に製造・販売している者などから提供を受けて指定に活用していくこととしているが、農家などが自家製造している資材などについては、資料の提供を受けることが困難な場合もあるため、農林水産省において、平成16年度に引き続き、17年度も委託事業などにより薬効・安全性試験や文献収集を実施した。平成18年度においてはそれらに加え現在販売・使用されている植物活力剤、植物保護液等と称する登録を受けていない農薬的資材について、化学合成農薬の混入確認試験を行うことなどを検討している。

さらに、17年度から開始された提案公募型の研究開発である「リスク管理型研究」を活用して、農薬について「農薬の残留特性を指標としたマイナー作物のグループ化手法の開発」と「農薬混用時の使用者や周辺環境への安全性に係る調査研究」の2課題の研究開発を行っている。

前者ではマイナー作物について、使用可能な農薬の種類を増やすために、農薬の残留特性などを指標として新たな作物を既存の農作物グループへ帰属させるために必要な条件を検討し、グループ分類手法を確立する。

また後者では、農薬の混用の実施状況(果樹・野菜等)や農薬の剤型、混用に関するリスクの程度、他の組み合わせへの汎用性を調査分析したうえ、選定した農薬の組み合わせについて毒性試験(急性毒性、目刺激性等)を実施し、農薬の現地混用に関する対策などの検討に資することとする。

3 埋設農薬の最終処理

残留性有機塩素系農薬など(DDT, ドリン剤等)については、環境中に長期間残留し人畜への悪影響が懸念されたことから昭和46年に販売禁止などの措置がなされ、回収された農薬については昭和46, 47年に国の補助などにより地中に埋設処理された。この埋設農薬は、現在約3,680tが確認されているが、上記農薬を含む12種類の残留性有機汚染物質については、我が国が平成14年に批准したストックホルム条約(POPs条約)において、その適切な管理とその処分を行うことが義務付けられた。

また、POPs条約の確実な履行を担保するため、平成17年に「地球環境保全に関する関係閣僚会議」で決定された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」では、平成16年度から進めている埋設農薬などの適正処理が明確に位置付けられている。

こうしたPOPs条約および国内実施計画を確実に履行するため、平成16, 17年度において補助金を措置し、都道府県などによる埋設農薬の計画的な処理を支援してきたが、地方がその裁量と責任の下で効率的に事業を推進したいとする要望が出されていたことから、平成18年度から本補助金を税源移譲したところである。

ただし、条約の履行に責任をもつ国としても、都道府県が主体的に行う埋設農薬の処理などを側面から支援するため、「食の安全・安心交付金」により、①処理計画の策定・進行管理、②低コスト処理技術実証、③周辺環境への悪影響防止措置等の付随的な取り組みに対する支援を行うこととしている。

おわりに

農林水産省に消費・安全局が設立され、政府を挙げて食の安全・安心の確保に向けた取り組みを続けてきたが、特に食は「いのち」を支える源であり、その安全・安心を確保していくことは国の基本的な責務である。農場から食卓までの各過程において、安全・安心が確保されるよう、今後も引き続き国民の信頼確保のために取り組みを強化していく必要がある。

これらの課題に適切に対応するためには、農業者、都道府県、国、民間の各分野を越えて、植物防疫関係者一体となって取り組んでいく必要がある。国の関係機関もその先頭に立って努力していく決意であるが、本誌の読者の皆様にも、これからの食料供給・農業生産を支えていくうえでの課題解決に向けて、一層のご支援とご指導をお願いしたい。